

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1の地形図を複製したものである。  
(承認番号 平22兼複、第730号)  
・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

# 秋葉区

- 凡 例
- ①：第1種区域
  - ②：第2種区域
  - ③：第3種区域

1 : 25,000

